

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年6月21日
【会社名】	株式会社東栄住宅
【英訳名】	TOUEI HOUSING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々野 俊彦
【本店の所在の場所】	東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
【電話番号】	0424(63)8845
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 柴田 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
【電話番号】	0424(63)8845
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 柴田 英夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,461,720,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東栄住宅川越支店 (埼玉県川越市新宿町4丁目4番地65) 株式会社東栄住宅藤沢支店 (神奈川県藤沢市本町1丁目3番41号) 株式会社東栄住宅松戸支店 (千葉県松戸市紙敷一丁目13番地の8) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成16年6月8日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当300,000株の募集条件その他この新株式発行に関し必要な事項が平成16年6月21日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
  - (1) 募集の方法
  - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数
普通株式	300,000株(注)2.

(注)1. 平成16年6月8日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集は、下記の「オーバーアロットメントによる売出し」に関連して、野村証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。当社は、平成16年6月8日(火)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式2,000,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行うことがあります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。なお、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しについて、平成16年6月8日(火)に有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成16年7月20日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3. 本第三者割当増資及び一般募集とは別に平成16年6月8日(火)開催の取締役会において、平成16年9月16日(木)付をもって普通株式1株を1.3株に分割(無償交付)することを決議いたしました。この株式の分割は、平成16年7月31日(土)[ただし、当日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成16年7月30日(金)]最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1.3株の割合をもって分割するものであります。ただし、分割の結果生じる1株未満の端数株式は、これを一括売却又は買受けし、その代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配いたします。

(訂正後)

種類	発行数
普通株式	300,000株(注)2.

(注) 1. 平成16年6月8日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集は、下記の「オーバーアロットメントによる売出し」に関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。当社は、平成16年6月8日(火)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式2,000,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式300,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。なお、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しについて、平成16年6月8日(火)に有価証券届出書を、平成16年6月21日(月)に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ関東財務局長に提出しております。

また、野村證券株式会社は、平成16年6月25日(金)から平成16年7月20日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(300,000株)を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(300,000株)に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(300,000株)から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3. 本第三者割当増資及び一般募集とは別に平成16年6月8日(火)開催の取締役会において、平成16年9月16日(木)付をもって普通株式1株を1.3株に分割(無償交付)することを決議いたしました。この株式の分割は、平成16年7月31日(土)[ただし、当日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成16年7月30日(金)]最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1.3株の割合をもって分割するものであります。ただし、分割の結果生じる1株未満の端数株式は、これを一括売却又は買受けし、その代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配いたします。

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	300,000株 (注)3.	1,389,000,000 (注)1.	694,500,000 (注)2.
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	300,000株	1,389,000,000	694,500,000

(注)1. 発行価額の総額は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額であります。

2. 資本組入額の総額は、発行価額の総額(見込額)の2分の1相当額を資本に組入れることを前提として算出した見込額であります。

3. 第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当株数		300,000株	
払込金額		1,389,000,000円	
割当先の 内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行	
	資本の額	10,000百万円	
	事業の内容	証券業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との 関係	出資 関係	当社が保有している割当先の株式の数	-
		割当先が保有している当社の株式の数	129,200株
	取引関係	一般募集の主幹事証券会社であります。	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

(注) 出資関係は、平成16年1月31日(土)現在におけるものであります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	300,000株 (注)	1,461,720,000	731,100,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	300,000株	1,461,720,000	731,100,000

(注) 第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当株数		300,000株	
払込金額		1,461,720,000円	
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行	
	資本の額	10,000百万円	
	事業の内容	証券業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	-
		割当先が保有している当社の株式の数	129,200株
	取引関係	一般募集の主幹事証券会社であります。	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

(注) 出資関係は、平成16年1月31日(土)現在におけるものであります。

(注) 1. 2. の全文及び 3. の番号削除

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	100株	平成16年7月26日(月)	未定 (注)1.	平成16年7月27日(火)
新株引受権証書に関する事項	該当事項なし				

- (注) 1. 発行価格及び資本組入額については、平成16年6月21日(月)から平成16年6月25日(金)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額といたします。なお、申込証拠金は、発行価格と同一の金額といたします。
2. 新株式に対する配当起算日は、平成16年2月1日(日)といたします。
3. 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
4. 野村證券株式会社は、前記「1 新規発行株式」の(注)2.に記載の株数につき申込みを行い、申込みの行われなかった株については失権いたします。
5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ株式申込証に申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
6. 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
7. 申込証拠金には、利息をつけません。

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
4,872.40	2,437	100株	平成16年7月26日(月)	1株につき 4,872.40	平成16年7月27日(火)
新株引受権証書に関する事項	該当事項なし				

- (注) 1. 新株式に対する配当起算日は、平成16年2月1日(日)といたします。
2. 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
3. 野村證券株式会社は、前記「1 新規発行株式」の(注)2.に記載の株数につき申込みを行い、申込みの行われなかった株については失権いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ株式申込証に申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
5. 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
6. 申込証拠金には、利息をつけません。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. 4. 5. 6. 7. の番号変更

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
<u>1,389,000,000</u> (注)1.	10,000,000 (注)2.	<u>1,379,000,000</u>

(注)1. 払込金額の総額は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
<u>1,461,720,000</u>	10,000,000 (注)	<u>1,451,720,000</u>

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注)1. の全文及び2. の番号削除

##### (2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記手取概算額上限1,379,000,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額9,190,000,000円と合わせ、手取概算額上限10,569,000,000円について、全額を運転資金に充当する予定であります。

(訂正後)

上記手取概算額上限1,451,720,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額9,674,800,000円と合わせ、手取概算額上限11,126,520,000円について、全額を運転資金に充当する予定であります。